

強い経済を実現する総合経済対策に基づく  
電力小売供給約款の特別措置について

大垣ガス株式会社は、国の「電気・ガス料金支援」に基づき、以下のとおり特別措置を実施いたします。

(1) 適用時期

料金算定期間の初日が2026年7月に属する請求月から2026年9月に属する請求月まで

(2) 適用対象

低圧または高圧で電力供給を受ける全てのお客さま

(3) 特別措置の内容

特別措置に基づく燃料費調整単価の算定にあたっては、燃料費調整制度によって算定される燃料費調整単価から、

・ 低圧で供給を受ける場合

税込3.50円/kWh（料金算定期間の初日が2026年7月および9月に属する請求月）

税込4.50円/kWh（料金算定期間の初日が2026年8月に属する請求月）

・ 高圧で供給を受ける場合

税込1.80円/kWh（料金算定期間の初日が2026年7月および9月に属する請求月）

税込2.30円/kWh（料金算定期間の初日が2026年8月に属する請求月）

を差し引きます。

特別措置に基づく燃料費調整単価の算定

特別措置に基づく燃料費調整単価 = 燃料費調整単価 - 値引き単価

※ 特別措置に基づく燃料費調整単価は当社ホームページでご確認いただけます。

(4) お問い合わせ

受付時間： 平日9時～17時

電話番号： 0584-84-7353

担当部署： 料金グループ